

富士市教育委員会		1 2 月		定 例 会 臨 時 会		会 議 録 (令和 5 年)	
開催日 令和 5 年 1 2 月 2 0 日 水曜日 開 会 1 3 時 3 0 分 閉 会 1 4 時 4 8 分				会議場 富士市消防防災庁舎 3 階 研修室			
出席委員の氏名							
教 育 長		森 田 嘉 幸		委 員		篠 原 均	
教育長職務代理者		和久田 恵 子		委 員		松 田 靖 子	
出席職員等の氏名							
教育次長		江 村 輝 彦		青少年相談センター所長		川 口 壽 彦	
教育総務課長		味 岡 俊 雄		博物館長		植 松 良 夫	
学校教育課長		齋 藤 文 徳		教育総務課調整主幹		小長谷 聡	
学務課長		村 嶋 博		教育総務課参事補		吉 村 直 也	
社会教育課長		吉 田 和 洋		教育総務課主幹		遠 藤 綱 輝	
文化財課		久保田 伸 彦		教育総務課指導主事		瀧 南	
中央図書館長		大 川 英 子		教育総務課指導主事		山 田 英 雄	
富士市立高校事務長		榎 俊 英				傍聴人 1 人	
教育研修・特別支援教育センター所長		檜 木 小重美					
議題（動議）及び議事の概要							
（議 案）							
議第 4 0 号		令和 6 年度教育委員会所管当初予算について					
議第 4 1 号		令和 6 年度県費負担教職員の人事異動方針について					
（報 告）							
報第 9 号		令和 6 年富士市はたちの記念式典等の実施について					
報第 1 0 号		富士市教育委員会委員の就任について					
作成者 山田 英雄		署名人					

「開会」

教育長

それでは定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、12月定例会を開会致します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の定例会（11月定例会）、会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等ございましたらお願いいたします。

教育次長

私からは2件報告をさせていただきます。今年も残すところ、10日余りとなりました。市内の小中学校は、23日土曜日から冬季休業に入ります。年末年始の休みは、特に交通事故に気をつけてもらうことを各学校において指導していただいております。

また、家庭においても感染症対策が引き続き重要となってまいりますので、各学校に指導をお願いしてまいります。

2点目は議会の関係です。市議会11月定例会が12月11日をもって閉会いたしました。教育委員会関係の一般質問につきましては、11人の議員から12件の質問が提出されました。

これらの質問に対する答弁をまとめたものを、本日、資料として配布させていただきましたので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

「議事の概要」

教育長

これより、議事に入ります。

本日は議決案件2件と、報告事項2件、合計4件が提案されております。

続きまして本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。松田靖子委員と和久田恵子委員にお願いします。

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。初めに、「議第40号 令和6年度教育委員会所管当初予算について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

(議第40号 令和6年度教育委員会所管当初予算について説明する。)

教育長

ただ今の事務局の説明に対する質疑を行います。委員の皆さんいかがでしょうか。

篠原委員

歳入の方ですが県支出金の中に地域自殺対策強化事業費補助金とあります。自殺されては困りますし、自殺が起きてからは遅いということでこのような補助金が出ることは非常にありがたいと思います。

富士市の中ではこのような事故が、この1年間にあったのですか。私は聞いておりませんので、なかったということよろしいですか。

学校教育課長

令和5年度につきましては、小中学生の自殺等の事故はありません。

令和4年度には自殺とは言い切れませんが、中学生の死亡事故が2件発生しております。

篠原委員

補助金が活用されたと解釈すればよろしいでしょうか。

社会教育課長

地域自殺対策強化事業費補助金につきましては市役所の中で自殺対策を主に請け負っているのは健康政策課という課がございまして、その課が自殺対策に資すると思われるいくつかの事業に補助金の振り分けを行っております。教育委員会の方でこの補助金を受けるに当たりましては、若者相談窓口「ココ☆カラ」というところが教育プラザにありまして、そこで若者の相談をすること、それにより自殺を防ぐというような意味合いがありまして、そこで補助金をいただいているということになります。ここ数年、「ココ☆カラ」の利用者で自殺に至ったという方はいらっしゃらないのですが、利用者の中には希死念慮をもっている方も中にはいらっしゃいますので、引き続きそのような相談にはしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

篠原委員

自殺はあってはならないことだと思いますし、あってからでは遅いということで、「ココ☆カラ」というところで上手に対応してほしいと思います。

続きまして、雑収入のところで全国市長会学校災害賠償補償保険金収入という項目があるのですが、保険金が入るということは事故があった場合だと思うのですが、事故を予測しているようなイメージになってしまうのですが、予算の中に事故があった場合の、実際に起こってしまっても保険金が入ってくるということは分かるのですが、

それを予算に入れているのはイメージが悪いなと思ったのでいかがでしょうか。

教育総務課長

既に事故は、毎年何件か発生しております。その中で、1回の通院で治ってしまうようなものであればいいのですが、概ね継続的に治療、通院等の治療を要するような案件もございまして、そういったものにつきましては概算で金額の方を予算要求させていただいております。最初からそういったものが解消されると歳入予算として組まないものかと思いますが、一定程度、5、6件ほど抱えている案件がありますので、そういったものに対して、定期的に掛かっている治療費を見込んでいるものになります。

篠原委員

すでに保険金が入るであろうという、事故が起きたら入ってくる保険金ではなくて、すでに起きた事故に対する保険金ということであれば理解できます。これから起きるかもしれない事故に対して保険金収入とするのではないのではないかと、確かに起きた場合保険金が入ってくるのですが、もしそうであれば収入のマイナスという形で予算を立てた方がいいのではないかと思ったのですが、起きてしまった事故のということであれば、理解できました。

和久田委員

15 番の国庫支出金の中のへき地児童生徒援助費等補助金は富士市でも活用されているのですか。

教育総務課長

通学距離が長くなると交付の対象となるお金でございます。小学生ですと、概ね4キロメートルくらいなどという基準がありまして、それを超えるようなところで通学をしている子供たち、旧大淵第二小学校のスクールバスを活用しておりますので、その補助をいただいております。

和久田委員

歳入と歳出、両方に関わるのですが、育英奨学金の件なのですが、プラスで歳出の方に出ているのですが、実際に申込者というのはどのような増減をしておりますか。

学務課長

増減は25人程度で推移しております。枠は35人になります。2年生、3年生につきましては、実際に奨学生になった子の実績に基づいて算出しております。新1年生については枠の35人全員を奨学生として先行した場合を想定して予算化しております。

和久田委員

今回、2月に審議があるということですが、毎回参加をされていて、どこかでボーダーラインを引いてそこから下は切っていくという形を取っている中で、予算が余っているけれどもそこで切ってしまう、どこかでボーダーラインを引かなければならないのですが、そのボーダーラインの見直し等々については検討していますか。成績のいい方々から並んでいて、収入から見ると成績でボーダーラインで取られる方よりも、そうでない方たちの方が収入は非常に厳しい状況にある方が多いものですから、どこにどのように手を差し伸べていくのか、決め事があると思いますが、その枠が変更していくことがあるのか、それとも今のままで進んでいくのか、何か検討している部分はありますか。

学務課長

今年度2月に行っていただく選考については、基準は従前どおりという形で変更はしておりません。

教育長

今年度、令和5年度に向けて変更はしてきたのではありませんか。和久田委員から指摘が以前からあった中で、今年度の入学者についての変更については、検討したことがあったかと思いますがいかがですか。

学務課長

令和4年度の審査会でですか。

富士市立高校事務長

前任の私から説明させていただきます。令和4年度の育英奨学生を選考の時に、その前の段階で、和久田委員がおっしゃったように、成績の基準はあります。成績の基準は大きくは変えていませんが、所得の基準については、一人親世帯の場合と家族の多い場合では、可処分所得、使えるお金が変わってきますので、家族が多い世帯については収入基準は緩和しております。このような見直しをして令和4年度から実施しております。

和久田委員

そこまでは確認はしております。私が申し上げたかったのは、予算が、まだ余裕があるのだけれどもここで切る、ということがあるので、私たちからするともう少し手を差し伸べてあげたらどうだろうかと思う部分が一方で、ボーダーラインを引かないととても全部は見切れないという部分もあると思うので、その塩梅をもう一度検討してほしいと話をしたかと思います。予算が三十数名分あるのであれば、その中で人数を切ってしまうので何か検討する方法はないのですか、と話をさせてもらったかと思うのですがいかがですか。

学務課長

従前どおりということで、予算の枠いっぱいにとってあげるといっても、まずは成績と御家庭の経済状況ということで、一定の基準を設けてその範囲内ということで考えております。

教育次長

今年の増額は2、3年生が、そもそもの母数が増えているということがあります。

今、和久田委員からありました、予算とボーダーのところについてですが、実際に生徒の候補が出てきていないので、御意見を承ったので、2月に審査していただく前段のところで、また我々も今年度の具体的な検討をしていないものですから、検討していきたいと思います。

教育長

余っている予算の金額と、ボーダーラインを1点下げると、大勢の人数がいるのでそれを1点下げたり、金額を収入をどれくらいまでと緩和すると、一気に増えてきてしまって今度は予算を上回ってしまいます。ちょうどボーダーラインの方々の数の1点若しくは収入金額の基準を少しでも下げてしまうと、かなりの人数を受け入れなければならないので、そのことが以前から課題になっておりましたので、その微調整は今後、状況に応じて、次長からあったように、一人一人の状況に応じて、こと細かく審査の会場の中で、たとえ、ボーダーがあってもその子の家庭のいろいろな事情、将来の事情を講じて、みんなで柔軟に対応していく、というような検討会が今後の審査会で行われるべきかなと思うので、必ずしもボーダーの線、その数値が先行して、それがありきという形ではないと、委員全員で共通認識する必要があるかと思います。

教育次長

そういう中ではありながらも、予算がどうなるか分からないので、そのために基準を毎年変えてしまうのも、そうするとその年はよかったのに次の年はダメというようなことになり、年度間の格差といいますか不公平さも出てきますので、そのようなことも加味しながら、一定の基準は大切であると思います。世の中の経済状況はまた変わりますので、そういったところでの検討の余地はあるかとは思いますが、予算があるから下げるということではないかと思っております。

和久田委員

以前の審査会で、一番成績良かった子が奨学金が必要かどうかという年収だったものですから、そういうところはどうかと感じたのでこのような話を出させていただきました。いろいろと考えながらやらなければならないことが多いのは心得ておりますので、その中でも極力子供たちがこれからの未来を描けるような形を取っていただければと思います。

教育長

基本的なその考え方は大事にしていきたいと考えております。

篠原委員

21 諸収入の中の一番下のインターネットバンキング使用料保護者負担金というもののイメージがわからなかったものですから、具体的にどのようなものですか。保護者からインターネットバンキングを利用する料金を徴収するということですか。

学校教育課長

今、金融機関と学校は取引をしておりますが、その取引の際には必ず手数料がその都度掛かっております。インターネットバンキングを導入することにより、取引の手数料を一括で、年間で払うことができるようになります。一回、一回、その都度、取引の際にお金を払うのではなく、月契約になるのですが、一定額を収めれば手数料を賄うことができるようになります。各学校導入するときに、学校により生徒の数に差があるものですから、大きな学校でも金融機関を使うと一カ月に2,200円掛かります。生徒児童数が800人の学校では、その人数でその金額を割ることになります。しかし、50人の学校も2,200円掛かります。そうすると、人数で割ると一人当たりの負担に大きな差が出るものですから、それを平準化するために市で一括して利用料として払えば、個人での差が出なくなるということから今回予算に計上させていただきました。

篠原委員

保護者からいただくわけではないのですか。

教育次長

これは現在、保護者から手数料をもらう形を取っています。

各学校はインターネットバンキングにしていきたいと考えています。そうすると、事務職員の手続が非常に楽なので進めていきたいと考えております。しかし、財政の方からすると、この保護者の負担金は公費で見るとはどうか、やはり保護者からもらうべきではないかといわれる。そのため、予算上は保護者からいただくという形で上がっています。しかし私たちからすると保護者負担というと、学校により異なるので、相当な不公平感があります。そのため、公費で見えるようにしていただけないかと協議している最中です。この資料では保護者からいただくことになっておりますが、今、財政の方と個々の部分は保護者からいただくかずに、市の方で負担できないか、現状108万円くらいでできそうなので、現在協議中になります。あくまでも、現段階、この資料では保護者からいただく形で掲載しております。

篠原委員

実際には保護者からもらうわけではないということですか。

教育次長

保護者にいただくという形になると、大きな学校と小さな学校で格差が生じるため、保護者からいただかないで済むように、協議していきます。

篠原委員

財源を確保したいということですね。

歳出の方ですが小学校と中学校の管理費が増額しているが、高等学校の管理費が1校しかないのに大きく増えている。その理由に空調という説明がありました。総務費の中に空調の整備費用などが含まれているという解釈でよろしいですか。

教育総務課長

はい。

篠原委員

以前の教育委員会定例会でも発言させていただいたことがあるのですが、教育には非常にお金が掛かります。それを市民の方が分かっているようで分かっていないような気がします。広報してないわけでもないし、広報誌等に掲載されていますが、市民に知らしめたい、もっと知ってもらいたいと思います。こんなに費用が掛かっているということを何かしらの方法で、その都度、広報しているとは思いますが、まだまだ認識が少ないのかなと思います。このことを知っていただくことは、これだけのお金を使っているのでもいいものを提供しないといけない、また、それをまじめに受け取らなければいけない、というように双方に良い意味での緊張感を持たすことにつながりますので、あらゆる機会をとらえて、広報してもらいたいと思います。お金がなければ何もできませんので、もう一度伝えさせていただきます。

和久田委員

2点確認をさせてください。

1点目は中央図書館の件なのですけれども、別館の使用が地域支援センターか何かが使われておりますが、そのすみ分けというのは教育委員会の方でできているのか、それとも、教育委員会として、図書館ですので、運営を管理しているのか、ということをお伺いしたいです。

もう1点は、先ほどの災害に対することですが、予算を組む時に、例えばその学校が全く使えなくなったときにどうするのか、といったBCPというところでの予算というのもどこかで賄われるような形を取られているのか伺わせてください。

中央図書館長

分館ですが、今現在は中央図書館が管理しておりまして、いろいろな課、部署に貸し出している形になります。

和久田委員

使用料はどうなっていますか。使用料を取るのかどうかわかりませんが、その課に、別の課に、貸し出しをしているということですね。

中央図書館長

使用料は、同じ市役所なので取っておりません。

教育総務課長

2つ目の質問についてですが、学校が使えなくなった場合に、担保として予算計上しているかということですが、内容として事故が発生して、そこが使えなくなった場合に手当てできるかということで解釈させていただくと、緊急補修という、何か壊れた場合ですけれども、そのような予算があります。今年に入ってから、須津小学校で雷が落ちまして、電気が止まり水道とかが使えなくなってしまったということがありました。このようなときに、緊急補修費で修繕しました。あと、昨年、岳陽中学校において火災がありましたけれども、金額が大きすぎて、緊急補修だけでは賄えなかったのですが、多少修繕をして、大きな部分は補正予算を議会に上程させていただくといった形で行っております。不特定の金額になります。これに使うので予算をください、例えば、何とか中学校の校舎の外壁を改修します、とか特定がされていますけれども、それ以外で不特定のもので緊急補修ということで予算を計上させていただいております。

松田委員

歳出の方で教育総務費のところ、短時間勤務の方の雇用について、労災関係の保険に皆さん入っておりますか。それは全て教育総務費の方に含まれているのですか。

教育総務課長

今、御質問のあった件につきまして、各課で予算は取っていただいておりますが、労災関係は教育総務課でまとめて予算を取っております。今回増えた原因ですけれども、そういったものが上がった以外に、賃金単価、物価が上がり、それに見合った給料を、ということで全体的になっているので、その分、賃金も上昇しているので増えております。

松田委員

ものの考え方になりますが、例えば教育委員会で保持しているといいますか管理している建物に、市の別の部署が貸りている場合、全体の管理費というところの部分から、例えば光熱費がいくら、とか、総量の何%を負担するなど、そういう考え方はないのですか。

中央図書館長

光熱費、水道代とかは中央図書館で負担しています。

教育次長

一切、負担してもらっていないのですね。

中央図書館長

はい。

松田委員

貸し出し、ということだけですね。

和久田委員

その場合、例えば破損させてしまったとか、新たに Wi-Fi がどうしても必要という場合はその課が負担をすることになるのですか。

教育総務課長

ただ今の御質問ですが、中央図書館の場合はお金を徴収していないということですか、学校では児童クラブですとか、岩松小学校ではまちづくりセンターが入っておりまして、そのようなところは別に払っていただいています。大概是子メーターなどを付けまして、掛かった分を請求しています。何か増設をしたいという場合は、その課の責任で行っていただきます。その代わり、こちらに許可を取っていただいております。勝手にいくつも穴を開けられてしまうと、それは困ることですので、構造上問題がないのか、こちらで確認をさせていただきながら、ということで、大概 Wi-Fi くらいであれば大丈夫と思いますが、ポールを立てたいとなると話は変わってくるものですから、このような対応をして、費用のやり取りをしております。

松田委員

BCP とか事業がどのくらい掛かって、歳入歳出とか、いろいろなものを考えたときに、基本的にどのくらいの費用が掛かっているのか割と見るので、その時に場所の費用であるとか、そこは管理費としてかなり低額で設定されているので考えないのかと思ったのですが、学校の方ではそのように扱われているということで、一律、全部がそのようではないということが理解できました。

和久田委員

学校の設備費の方ですけれども、前にも御回答いただいているかもしれませんが、子供たちの洋式のトイレへの補修というのは全校完了しているのですか。

教育総務課長

和式トイレの洋式化ということで、現在6割から7割の間くらいになっております。学校によっては半分もできていないところもございます、トイレ改修は、だいたい学校の長寿命化事業ですとか、あるいは体育館のリニューアル工事、そのような大規模な工事を行う時に、基本的には便器の取り換えをしまして、なおかつ多目的トイレといえますか、ユニバーサルトイレといえますか、車いすでも入れるようなトイレを増設するような形になります。現状、できる限り予算が余ったら直していこうということで、当初予算でしっかりと取れたものと、先ほどの不特定の予算で残が出ればその中で改修を、取り換えをしております。一気に100%までには上がらないのですが、少しずつ変えていくような状態です。

和久田委員

今の言い方からすると、予算が余ったら進める、ということと、大きな改築があったらそれに合わせて行う、ということで、洋式トイレにするための予算は取らないのですか。

教育総務課長

トイレ単独といえますか、大規模改修、長寿命化事業の時に、外壁の改修をします、天井の改修をします、トイレの改修をします、という形で項目を分けて、その中でトイレという形で予算を取っているものが前者の改修のところ。不特定のところでは、余った金額で収まる範囲内で選択し、改修を行っております。

教育次長

同じような議論が議会でも行われます。まず、全体的な話をしますと、静岡県は全国的に見ても進んでおりません。南海トラフ地震などの対策、耐震、対地震というところを注視してしまったので、そこに費用を、国の全体の予算の枠の中からそちらに投資をしてしまったので、静岡県全体がトイレの洋式化は非常に遅れています。そのような中で、今、我々としても、トイレの洋式化を進めたいのですが、それだけに特化したいのですが、今、エアコンとかの空調関係に先に予算を投入しているところ。そして、どうしてもトイレの洋式化が遅れております。そのため、大規模改修の時には行いますけれども、トイレだけに特化した、どうしても優先順位の中で、遅れている現状があります。我々としてもトイレの洋式化を進めたいところですし、そのような声が非常にありますが、現状としてはそのように苦しいところでございます。

和久田委員

当然、命にかかわるところから、ということは理解はできます。ただ、女生徒は、男性には分からないかもしれませんが、非常に重要な問題ですので、可能であれば予算をつけて洋式化を進めていただきたいと思います。これが原因で不登校になってしまうくらい重要な問題でもあります。男性には分からないところかもしれませんが、優先順

位は高い位置に行くのではないかと感じております。どこか頭の隅にでも置いておいていただけると助かります。

教育総務課長

私どもも課題として持っておりまして、予算の方で残が出れば、極力そちらの方に傾けていくように対応をしていきます。

和久田委員

残が出たら、ではなく、トイレ改修用の予算を取ってください。

教育長

残が出たら、ではなく、ちゃんと予算を確保してほしい、ということです。そこは意識していきましょう。

松田委員

追うような形になってしまいますが、会社での衛生推進において、トイレの男女別は当たり前ですし、入り口が別ということも当たり前です。今まで、簡易的に男女を分けていたのですが、それが学校に適応されるのかわかりませんが、トイレなども子供だから声が聞こえるように、多少見えるようにと、上や下が開いているというのは、基準的にダメになっていくのではないかとというところがあるので、それが学校の子供たちの建物にそれが適応されるのかどうかというところも気にしてください。予算をつけるときにちゃんとしたものにすればするほど、予算は高くなるので、そのようなところも見ていただきたいと思います。会社等ではそのようなものが許されて行かないと思うので、そのような基準を、どこの基準にあてていくのか、というところを調べていただきたいと思います。これが基準で、という建物で子供たちには使っていただきたいと思います。子供だからこれでいいという考えではないようにしてください。

教育総務課長

現在のところ、大きさの基準ですとか、ドアの上下の開き具合について基準は来ていないと思いますが、詳細を確認して次回、報告できるようにしていきたいと思います。

教育長

分かっている範囲で結構ですが、4 ページ目の整備事業予算の中に小学校管理費と中学校管理費の一番下のところに特別教室空調機設置とありますが、先ほどの、国庫支出金の中で学校施設環境改善交付金というところが収入の中に入っていて、それがその空調機にと結び付けられて話がありますけれども、いろいろなところから、学校施設の特別教室の空調というものは求められているところで、来年度においては何か予算の段階で考えているところはあると思いますか。答えられる範囲で結構です。

教育総務課長

本来であれば今年から3か年でこちらの整備を行う予定でしたが、いろいろと意見をいただきまして、何とか前倒しを、ということで今年と来年で市内の学校の特別教室には空調が付きます。令和5年度と令和6年度の2か年度で、1年短縮させていただいて整備をしていきたいと考え、予算要求させていただいております。

教育長

令和6年度予算ですので、来年度予算、当初予算では来年度中に全ての特別教室に入れる方向で予算要求する、ということですね。

教育総務課長

そうです。

教育長

それでは質問が出尽くしたようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第40号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

貴重な御意見をしっかりと踏まえた上でお願いいたします。

それでは御異議なしと認め、議第40号案は承認いたしました。続いて「議第41号 令和6年度県費負担教職員の人事異動方針について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長の説明

（議第41号 令和6年度県費負担教職員の人事異動方針について説明する。）

教育長

それではただ今の事務局の説明に御質問等ございますでしょうか。

松田委員

2点あります。1点は、これから教職員も含めて、児童生徒の数が減ってきている中で、教職員、希望される方も含めて、そのような方を管理職とか、中間管理職というところを含めた、リーダーとしての異動も計画的に行うということが書かれていたので、計画的というのが、人材マネジメント的に、名前を入れるわけではないのですが、どのような形で計画を立てていくのか、具体的に決まっているのですか。何年かけて人材マネジメントの計画があるのですか。

学校教育課長

管理職登用につきましては、やはりそれだけの資質、能力を育てていく必要がありますので、研修の中で10年目研修というところ、まずそれをやります。そして学校

の中堅として頑張っていくための意識改革を進めていきます。また、10 年目とは別にミドルリーダー研修というものを行っておりまして、さらにそれよりも年齢が高い人たちにも同等の、管理職、あるいは学校運営にかかわるような意識を高めてほしいということでマネジメントを意識した研修を行っていきます。県の方でもマネジメント研修といって、さらに市町の中から、ある程度の資質、能力を持った人を県が一括で集めて、そこのところで育成をしております。そのようにして次期管理職になるような候補の人たちに対して、その年代に応じた意識改革を進めていくという研修を行っております。

松田委員

だいたい、10 年を目途に、そのステージに立ってから、管理職に向かっていくようなイメージの研修を計画的なものがあるということですね。

学校教育課長

おっしゃる通りです。今平均で教頭になる平均年齢は 47 歳くらい、校長になる年齢は 52 歳くらいです。平均ですけれども、その年齢から逆算して、だいたい 30 歳台前半、あるいは 40 歳台前半というところに研修を定期的に組んで、その中で管理職に向かうという形になります。

松田委員

学校経営となると、この後もコミュニティ・スクールとか、地域と一体となると今まで以上に携わる方が学校教育関係以外の方が携わってくるとかなり高度なマネジメント能力などが求められてまいりますので、そこのところをしっかりと計画的に教育といいますか、研修で学ぶ機会を用意していかないと、潰れてしまうと、そもそも一人の方が潰れてしまうと学校自体の経営も潰れてしまうので、そのようなところの手厚い計画というものが必要なのではないかと思います。ぜひしっかりと計画で進めていただきたいと思います。最後ですが、役職定年はいくつなのですか。定年は 61 歳とおっしゃっていて、役職定年は 60 歳ということで、役職定年を迎えた方は同じ学校に残るのですか。それとも異動ですか。細かいところに行ってしまうのですが、いろいろな考え方があり、今回が初めてのことで、どのようになっているのかなと思うのですが、どのような方向で考えていますか。

学校教育課長

定年を迎える、今年の場合には役職定年を迎える方々には、その後どのような職種に就きたいのかという調査をかけます。もちろん、学級担任をやりたいと思う方もいらっしゃるれば、担任は無理だけれども若手育成のために何か仕事はないかと言っている方もいらっしゃいますし、別の機関で働くことを考えている方もいらっしゃいますので、まず、調査をかけた中で、それぞれの校長、教頭のタイプに応じて次の場所を考えていくつもりです。同じ学校で校長だった人が校長を辞めて教諭になって新たな

校長を迎えるとなると、新しい校長はやりにくくてしょうがないということで、そのようになることは極力避けたいと考えています。

松田委員

学校に限らず、どこも役職定年後の扱い方とか、役職に就けばそれだけのものを持っていらっしゃるので、そこでの経営的なものが継続、少し変わるようなことがあるかもしれません。来年度が1年目になるので、その辺りの様子を見ながら、いい形で役職定年というものが入っていけるといいなと思っています。計画的に進めてください。

和久田委員

教えてほしいところがいくつかあります。男女の比率等のところですが、現在の男女の管理職の比率が分かれば教えてください。あるいはその目標値があるのであればそれも教えてください。もう1点が、長時間通勤にならないようにできる限り配慮するということがありますが、前にも事故等々があった経緯がありますので、この辺りは定義的な時間というものがあるのか、1時間以上とか2時間以上というものがあるのか、それともその人によるのか、その点がどのような配慮の中で長時間通勤にならないようにというのがどの程度の配慮なのか教えてください。

学校教育課長

まず管理職の女性登用についてですけれども、県の目標は約25%です。本市において、教頭については25%、今年度の教頭です、校長については23.8%という数字が出ておりまして、合わせると24.4%くらいの数字になって、ほぼ目標を達成しているということになるので今後も継続していきたいと考えております。長時間の通勤については時間的目安を設けておりませんが、どう考えても片道、通勤で1時間以上かかるようなところは配慮しなければならないなと思っております。基本的にそのようなところにあった場合には、本人が転出を希望した時には、体調のことを考えるとそれを優先する必要があると思いますが、諸々の理由によって年度途中に新居を遠いところに構えたりして通勤時間が1時間弱という方もいらっしゃいますが、本人の状態を確認しながら対応しております。

和久田委員

教職員の何かしらの問題がニュースになったときに一番気になるので、以前長時間通勤の話があったので質問しました。もう1点はモラル、ルールの中で、いろいろな犯罪等々を犯してしまう先生方もいらっしゃって、そのような点での教育というのも先ほどでていた10年間のところで見えていくのか、それともそういうことに関しては、常日頃、何かしらの教育機関があり、教育しているのか教えてください。

学校教育課長

モラルのところについては非常に大きな問題で、私たちの世界では不祥事根絶といっておりますが、月に1回、職員会議、及び研修の中で毎月必ず行うようになっていきます。ただそうは言っても、マンネリ化することが考えられますので、月によって項目といたしますか、中心とするものに軽重をつけて、今月はハラスメントについてとか、今月はわいせつについてとか、今月は交通事案についてとか、というように軽重つけながら研修を毎月1回は必ず行うようになっております。

篠原委員

読んでみて大事であると感じたのが、4の異動についての原則の中の(5)、新規採用後、10年間に特別支援学級及び通級指導教室担当も含めた異なる3所属の勤務経験ができるようにする、という部分です。他の部分も当然、大事ですが、私はこの部分がとても大事であると思いました。このことをできるようにする、ということですが、実際にどのくらいできているのですか。ほぼできているのか、できればこのようにしたいという程度なのか、いかがですか。

学校教育課長

10年間に3所属を異動するということは原則であり、100%できています、と言えると思っております。ただこれが、小学校、小学校、小学校と3つの学校に行くのも一応3所属であるので、その部分のところはほぼ100%できています。ただその中で、小学校、小学校、小学校だとその方のいろいろな資質などの向上のためには、もう少し幅を持ってほしいので、それを小学校、中学校、小学校にするとか、あるいは小学校、小学校、そして特別支援学級にするとか、というように少しそこにバリエーションを増やそうとする、ということから、できるようにする、これは絶対ではないのですが、極力このようにしてその方の資質を高めるような取組をするようにしています。

篠原委員

私は小学校、小学校、小学校ということをイメージできなくて、特別支援学級に行ったり、通級指導に行ったりというように小学校ではないところにいかれるのかと、小学校に勤務するだけでは見方が狭くなってしまうので、違う環境に勤めて人間の幅を広げて、見分を広げることが必要なのではないかと捉えました。そのため、小小小ではなく先生方には幅広い見方ができる教員になってほしい、と思ったのでこのところは重要であると思い、どの程度できているのかが気になり質問しました。あと、他にもいろいろ書いてありますが、慣れなくてはならないし、慣れすぎてはいけないし、あまりにも短くはいけないし、長すぎてはいけないし、非常に難しいと思います。ローテーションは必ず行っていないとならないということで、長年の経験の中で、このくらいがいいという期間であると思っておりますのでその点について、私はそういうものなのかなと思っておりました。ローテーションといっても、小学校だけではなくいろいろな所に行ってほしいと思いました。定年延長の段階的引き上げは行っていくと

思うのですが、60歳から65歳と非常にベテランな先生方になりますが、それを考慮した人事異動とは、どういう人事異動になるのか、どのようなことを念頭に置かれているのかなと思いました。この「4（10）定年年齢の段階的引き上げを考慮した人事異動に努める。」というところで、ここを注意しています、というものがあれば、先ほどの話の中では校長だった先生が同じ学校に残ると次の校長がやりにくいなどを考慮しているとのことでしたが、具体的にどのようなことを考慮されているのか、思われているのか教えてください。

学校教育課長

定年年齢の段階的引き上げについては、今年60歳になる方については61歳が定年になります。例えば今年58歳だった人は定年が63歳になります。そのように、段階的に定年が延びていき、5年後には定年が65歳になる教員が段階的に引き上げられていきます。その時に、定年が延びるということは、その年まで働けるということなのですが、そこを見越して異動のタイミングを考えていかないと、異動してすぐ定年になるということになりかねません。そうすると異動してから1年しかその学校に勤められないとなると、その方にとっても、子供にとってもよくないので、定年間近に異動ではなくて、定年を見越して、その前にある程度動かす必要があります。例えば、現職の学校に6年目まで勤務すると異動して1年で定年となるのであれば、6年目ではなく4年目で異動して残り3年間勤務していただくことを考える、というような配慮になります。

篠原委員

今は定年を60歳で迎えておりますが、似たような考え方を65歳に伸ばしたということで、基本的な考え方は変わっていないということによろしいですか。ただ、延長したことによって人事異動の時期が少し変わりましたということですね。

学校教育課長

はい。

教育長

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第41号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認め、議第41号案は承認いたしました。引き続き報告事項に移ります。「報第9号 令和6年富士市はたちの記念式典等の実施について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

社会教育課長の説明

（報第9号 令和6年富士市はたちの記念式典等の実施について説明する。）

教育長

質問がないようですので、報第9号案は了承いたしました。

続いて「報第10号 富士市教育委員会委員の就任について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長の説明

(報第10号 富士市教育委員会委員の就任について説明する。)

教育長

それでは質問がないようですので、報第10号案は了承いたしました。以上をもちまして本日の審議事項は全て終了いたしました。引き続き、各課等の予定事項をお願いしたいとことではございますが、時間が来てしまいましたので、どうしても伝えたいということがありましたらお手を挙げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは他に説明する課等がないようですので、この内容について御確認いただいで御理解いただければと思います。

それでは、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。1月23日火曜日午後2時15分から富士市立富士南中学校にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくをお願いします。

本日は、御審議いただきありがとうございます。以上をもちまして、本日の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。